

## 平成21年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成21年6月26日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第37号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第38号 本巢市自主運行バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第40号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第41号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第8 議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第44号 （仮称）南部ふれあい会館建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第11 発議第11号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 発議第12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	舩渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

---

### 欠席議員（なし）

---

### 欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	吉 村 太 志		

---

### 開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 中村重光君と11番 村瀬明義君を指名いたします。

### 日程第 2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により総務企画委員会の報告をいたします。

6月18日午前9時から本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には、議長を含む委員7名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷲見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査、協議案件2件の協議及び議会関係3件の協議について、慎重に協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第37号の審査、協議案件、議案第42号の協議及び議会、根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第38号の審査、協議案件、議案第42号の協議をいたしました。

また、議会関係に関する協議として、費用弁償の取り扱い（本県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）につきましては、議員発議として議会運営委員会に提出し、日程に追加して取り上げていただくようお願いすることになりました。

また、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の取り扱いにつきましては、議員発議として議会運営委員会に提出し、日程に追加して取り上げていただくようお願いすることになりました。

本巢市議会の委員会等の傍聴に係る内規（案）につきましては、議会運営委員会から提案されています事項に各委員から御意見をお聞きし協議をいたしました。

協議事項以外では、総務部、根尾総合支所関係その他として、不均一課税充当事業について、企画部その他として、越前市との友好都市交流のあり方について、日本森林技術協会社団法人の山村再生プラン募集について、本庁舎前のバス停留所の上物設置について、それぞれ、委員から質疑がありました。

本巢消防事務組合の報告ということで、化学消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防自動車、高規格救急自動車の購入について、購入車両の資料として各委員に資料を配付いたしました。

3月の定例議会における審査の中で、公契約ということについて、今後よく調査研究する必要があるだろうということが、委員会の中で話が出ておりましたので、公契約について資料を配付し、公契約とは、国・自治体が行う公共工事や委託事業について民間業者と契約を結ぶ際に、事業に従事する労働者の賃金・労働条件を適正に定め、確実に末端の労働者にまで確保することを義務づける制度であるということを確認いたしました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、文教福祉委員会の方から報告を申し上げます。

6月19日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室において、文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名、議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、成瀬教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、協議案件3件について、慎重に協議をいたしました。

初めに、市民環境部及び根尾総合支所関係の協議案件、議案第42号、続いて健康福祉部及び根尾総合支所部関係及び教育委員会関係の協議案件、議案第42号についての協議を行いました。

また、議会に関する協議といたしまして、本巢市議会委員会等の傍聴に係る内規（案）について、議会運営委員会から提案されています事項に各委員から御意見をお聞きいたし協議をいたしました。

協議事項以外では、市民環境部のその他の部分として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、9月の定例議会において本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのお願いをしたいと説明がありました。

出産育児一時金等の支給額を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものです。

健康福祉部のその他として、新型インフルエンザ県内発生に伴う対応について、妊婦検診の公費負担の拡充について、教育委員会のその他としては、新型インフルエンザによって影響があった児

童、生徒の修学旅行への今後の対応、教職員のICT（パソコン）に向けた対応は、学校校舎の今後の耐震対応は、南部ふれあい会館の工期の変更について、それぞれ委員からの質疑がありました。

以上、報告申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

次に、産業建設委員会からの報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、議長の命によりまして、産業建設委員会の報告をさせていただきます。

6月23日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において、産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長、ほか関係職員の出席を求め、付託案件3件の審査、協議案件2件について慎重に協議をいたしました。

初めに、市道路線の廃止及び認定に伴う箇所、真正浄化センター、田鶴公園の現状把握のため現地視察を行いました。

視察後、産業建設部、林政部及び根尾総合支所関係の付託案件、議案第39号、議案第41号の審査、協議案件、議案第42号の協議をいたしました。

その他といたしましては、都市計画課から都市計画の今後の予定についての説明がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第40号の審査、協議案件、議案第43号について協議をいたしました。

また、議会関係に関する協議として、本巣市議会の委員会などの傍聴に係る内規（案）について、議会運営委員会から提案されておりました事項について、各委員から御意見等をお聞きし協議をいたしました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第37号及び日程第4 議案第38号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてと、日程第4、議案第38号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第37号と議案第38号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となりました議案第37号及び議案第38号について報告をいたします。

議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、学校評議員、幼稚園評議員、幼児園評議員の報酬を近隣市町と同様に無報酬にするのに伴い改正するものであります。この件につきまして、特段御報告申し上げるような質疑はございませんでした。

議案第38号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、平成21年4月1日付、行政組織変更（根尾総合支所総務課を根尾総合支所総務産業課）に伴い改正するもので、委員会では、議案第37号、議案第38号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号 本巣市自主運行バス条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号及び日程第6 議案第40号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第5、議案第39号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてと日程第6、議案第40号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第39号と議案第40号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託されました案件について報告をさせていただきます。

議案第39号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例については、慎重審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。委員会では、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第40号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員から、供用開始する時期が4月1日とお聞きしていたがおくれた理由は何かの質疑をおきまして、事業を繰り越しをしたため7月1日からとなりましたとの答弁でございました。委員会では、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

議案第39号 本巣市立公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号 本巢市立公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第41号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第41号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第41号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託されました議案第41号について報告をさせていただきます。

議案第41号 市道路線の廃止及び認定については、慎重に審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。委員会では、議案第41号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

議案第41号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第41号 市道路線の廃止及び認定については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第42号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第8、議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

ちょっと整合性の問題のことでお伺いをしたいと思うんですが、同じ項目内で一度にお伺いします。

13ページの保育園費に書いてある節欄の報酬で、保育士報酬が明記されております。同じく、賃金のところで保育士賃金が明記されております。この違いは、多分、勤務時間の違いなのかどうかということも含めて、この違いをお伺いしたいのが1点。それとあわせて、同様の問題で、教育費幼稚園費の18ページでございますが、保育園講師報酬というものが載っています。また07賃金の下に、臨時職員賃金と書いてございます。この臨時職員賃金というものは、幼稚園教諭あるいは講師とは別の賃金なのかどうかという、まずそれも全部含めて、ちょっと関連がありますのでここだけお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

今の、報酬と賃金の違いをお尋ねだと思いますけれども、報酬につきましては、基本的にはクラスを持っていただいている保育士さんは報酬で対応をしておると。それ以外の方には、基本的にはいわゆる日々で対応をしていると。基本的な考え方であります。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

18ページの賃金で、今度は臨時職員賃金という形で変更が上がっているのは、要するに幼稚園の教諭あるいは講師的な仕事ではない方の非常勤賃金に当たるのかどうかということをお伺いしているんです。

議長（後藤壽太郎君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

いわゆる幼稚園の講師ということであります。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

それだったら前もって私がお伺いしたのは、保育園の中では、いいですか、保育士の報酬という形で報酬で上げておられる。賃金のところでは、保育士賃金として上げておられると思うんです。この幼稚園では、幼稚園講師報酬で上げておられて、賃金のところでは臨時職員賃金として上げておられる。この二つの整合性をとったときには、幼稚園講師の賃金として上げていかれるのであれば、保育士との整合性と幼稚園で受ける職員の整合性はとれるわけなんですけれども、臨時職員という形での取り上げ方をすると、保育士との明記の仕方で行くならば、この臨時職員賃金というのが保育士以外の職員の賃金ととられかねないということなので、この部分について保育士の方の給料的要素、報酬賃金も含めていくのであれば、これは幼児園、幼稚園の問題についても、幼稚園講師、幼稚園講師という表現がいいのかどうかは別にしましても、臨時職員賃金という形ではなくて、どちらか保育士に合わせるのか、あるいは幼稚園の方に合わせるのかという形での明記の仕方がいいのではないかなというふうに考えますが、その点について、これを仕分けしているのは多分健康福祉部だか総務部かわかりませんが、どちらかの見解をして統一的な形としてできるものかできないものか、お伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、お答えをいたします。

ただいま御指摘をいただきましたように、今回上げておりますのは、基本的には非常勤特別職に当たるといことで、報酬ですね、報酬規定は非常勤特別職における報酬規定に基づきまして条例上定めたものといことで、報酬といことで記載をしておりますし、賃金という場合には、いわゆる日々雇用職員を対象としたものでございまして、いずれにしても、幼稚園教諭、保育士についても同様の取り扱い、よりわかりやすい明記の方がいいだろうと考えておりますので、今後御指摘の点を踏まえてできる限り統一的に扱うことといたしたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

文教福祉にかかわることにつきましては、委員会でお伺いいたしましたので省略をいたしますが、ほかの部分で、一つは、歳入・歳出ともにありますけども、投票人名簿システム構築交付金177万2,000円あります。これについては、質疑というよりは後ほど、概要書を見た方が早いので概要書を見ておりますけども、8ページにありますけども、これについては後ほど討論で見解を述べます。

お伺いしたいのは、1点ですが、ごく簡単なことなので後で聞いてもわかりそうなものですが、本来ならば、聞く前にどこかの説明で一言言ってもらえると助かるなという思いを込めて、お伺いいたします。

この概要の方でいった方が早いのでこちらでお伺いしますが、今度絵画の寄附を受けるといことで、それに伴う経費が本庁舎の管理費として9万余り含まれています。装飾作業の委託料及び装飾用備品というその2点でありますけども、これについては一体どういうものでどこにどういう形でやっていくといことで組まれているのか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、お答えをします。

そこにも概要書の2ページの一番上段に掲げてございます。画家の日展作家の伊藤嘉晃氏から大変大きな淡墨桜の絵を寄贈をいただくという予定をしております、その額代と運送に係る経費といことでございまして、設置場所につきましては、現在ございます公室に掲げて、本巢市のメインシンボルともいえる淡墨桜を、来客といいますが、来ていただいた市民の方々にも見ていただくというような趣旨で公室に掲げる予定をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

言葉じりをとるようであれなんですけども、公室であるということは、来ていただいた市民にも見ていただくというのは非常に限られていますね。ただ、今設置場所としては公室しか仕方ないなという気はいたしますけども、そこで今部長が言われたように、せっかくのものでありますので、なるべく多くの人に見ていただくということであれば、そういうチャンスも与えていただかないと、なかなか市役所来て公室へ行こうなんてことはあり得ませんので、物を見ておりませんので何とも言えませんけども、可能ならばそういう配慮もどこかですることどうなのかなという気はいたしますが、もしお考えがありましたらよろしくお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 鷲見君。

総務部長（鷲見良雄君）

お客様といいますか、外から来ていただく方も市のメインシンボルという、そういうこともございます。設置場所については、大変大きなもので、重要な先生の作の中でも大変すぐれた物ということを知っておりますので、当分の間、公室に設置しながら市民の皆さんにできるだけ御紹介できるような手だても、今後考えてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

今回の補正につきましては、主要な内容というのは嘱託員あるいは日々雇用職員等の職員の処遇改善は圧倒的な部分でありまして、それについては私も一般質問の中でも取り上げましたように、非常に評価をすべき内容だと思っております。最初のこの提案説明を受けるまでは、そういうふうに思っておりましたけども、一番最初に先ほどちょっと申し上げました投票人名簿システム構築交付金というのが組み立てられておりまして、これについてはこの概要説明の中にありますように、国民投票法にかかわって、来年これが施行されるということに伴う名簿の整理と。18歳以上ですので、それに伴うということになってまいりますけれども、ここで今現在の社会状況等をかんがみるに、今の現憲法ですぐれている点というのはやっぱり第9条であり、さらに今の社会状況の中でより重要

なのは、文化的で最低限度の生活を営む権利、あるいは勤労の権利、教育を受ける権利、そういった豊かな内容が含まれている今の憲法、これをどう現実に十分生かしていくかということこそ重要だと思っんですね。そういう中で、それと逆行するような形で憲法の改定を進めようとする動きの中で、この国民投票論が出てき、そしてその国民投票論も普通の住民投票と違って、いろんなそれにかかわる運動については非常に多くの制限を設けているという中で、非常に非民主的なものだといふふうには言わざるを得ないものであります。そういったものについて、市で云々するという状況でないにしても、やはり国の根幹、憲法の問題にかかわってくる問題である以上、見過ごしにすることはできないということで、ほかの部分は評価するところが多いけれども、残念ながら今回についてはこの点について申し上げて、反対をせざるを得ないといふふうに思っております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言を求めます。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

反対討論がございましたので、賛成討論を行いたいと思います。

反対討論の中にございましたとおり、今回は寄附を受ける形の部分での増額等、あるいは職員の異動に伴ってくるものというものが主なものであって、ただいま議論になっておる国民投票の問題については、実は憲法で国民投票というのは定められておっても国民投票する方法がきちとまだできてない状況下ということは、国民投票と決めてあっても国民投票するシステムそのものがないということ、実は憲法上で認めてあったものを国民投票するような形になっていないこと自体が、それを今、憲法第9条とおっしゃいましたけれども、憲法第9条は一つの国民投票にかける話題の一つであって、国民投票そのものをするシステムそのものは、日本国憲法が定められてから今日までこのシステムができていなかったこと自体が遅かったといふふうに私は理解しております。かける話題が絶えぬ憲法第9条という話になっておりますが、そのことよりも、国民投票のシステムを構築をしていくといふこのことが、憲法上で認められていることが今、システム化されていくということについては、大いにあるいはもっと早くやるべきだったと私は思っておりますので、かけることよりも、国民投票のシステムをより早く国民の意思を反映されるシステムをつくっていくということについては、大いに賛成すべきものと思っておりますので、本予算については賛成すべきものであります。以上、討論終わります。

議長（後藤壽太郎君）

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第42号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第43号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第44号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、議案第44号（仮称）南部ふれあい会館建設工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第44号（仮称）南部ふれあい会館建設工事請負契約の一部変更についてでございます。

南部ふれあい会館建設工事請負契約につきましては、昨年12月の市議会定例会におきまして、議会の御承認をいただいたところでございますが、建築に係る手続に不測の期間を要したため、完成期日を平成21年7月31日から平成21年10月31日に変更するものでございます。

本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、提出するものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第44号（仮称）南部ふれあい会館建設工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 発議第11号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第11、発議第11号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第11号について提出者に説明を求めます。

提出者、19番 高橋秀和君。

19番（高橋秀和君）

それでは、発議第11号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年本巢市条例第38号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13号の規定により提出をするということでございます。

提案理由につきましては、市議会本会議等への出席に対して議員に支給している一律2,000円の

費用弁償額を距離に応じた支給方法に変更するとともに、経費の節減を図るものであるということで、お手元の資料の追加議案説明資料の1ページをお開きください。改正案と現行が示してございます。その中で、第4条の第2項に費用弁償として日額2,000円を支給するというものを、別表第2に定める額を支給するとするものであり、2ページ目をお開きいただき、別表第2に片道5キロメートル未満については500円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満については1,000円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満1,500円、片道15キロメートル以上は2,000円とするものであります。

なお、附則といたしましてこの条例は、平成21年10月1日から施行するというものであります。

適切な御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高田君。

5番（高田文一君）

一遍お聞きをしたいと思います。

総務委員会の中でも随分御議論をされてきて今回提案なされているので、聞かれておるかと思えますけれども、制度を大幅に改修されたり、新しく制度をつくられたり、いわゆる条例を一部改正されたり、条例を新しくつくったときには、過去のものは往々にして近隣市町の情報とか資料提供とか、そういうのをもとにして議論してきた点がほとんどだと思うんですが、委員会の中でも御議論があったかもしれませんが、現状で近隣で結構でございますけれども、市町の費用弁償の現状がわかればお聞きをしたいと思います。三つぐらいあるかと思えます。現状、あるいは削減とか、廃止というのが新聞を見ておりますと一部あるようでございますけれども、そんな現状について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

19番（高橋秀和君）

ただいまの質問の中で近隣市町という御指摘がございましたけれども、御承知かと思えますけれども、この費用弁償に関しては議会改革検討委員会、あるいは全員協議会の中で皆さん方の御意見が相当な白熱した御議論の結果として、全員協議会の中で実費支給をもとにした、どういった形での物事を判断していくかということで、実費支給を基準にして改正をしていくということで採決で多数決で決まった経緯がございます。そのことは、議員もよく御存じだろうと。それで、実費支給をもとにしていくという資料の中で、他の市町というものを参考にするのではなくて、本巣市職員の通勤にかかわってくる制度を実費支給の対象という形で制度の支給についての議論を始めました。ですから、近隣他市町の資料について、私ども総務企画委員会の中は、資料として提出するという

ことはしておりませんで、実費支給ということで、本巢市職員の通勤規定にかかわってくる距離的な問題等を踏まえて、この支給の形を議論してまいりましたので、今、議員御希望の近隣市町の資料というものについては、当委員会でも提出し、議論しておりませんので、今ここで求められても提出することができませんので、御了解をいただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第11号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

先ほど、提案者の話の中にもありましたように、もともと議会改革検討委員会でいろんな全国的な、あるいは類似市の状況等を勘案してこれを廃止しようということ等で決定をして、全員協議会にも報告をしたものであり、現在こういう形で違った形でものが上がってくるということ自体が、私は非常に不思議だというふうに思わざるを得ません。まずそのことが第1点であります。そして今回、学校評議員等の報酬については、ボランティアでお願いするということで、今年度廃止しています。そういうふうに一方でボランティアでお願いするという状況をつくりながら、また一方では形を変えて引き続き費用弁償を提示しようというのは、やっぱり矛盾ではないかというふうに思わざるを得ません。

もう1点は、施行期日が10月からということであります。でも、本当に削減をしようということであれば、10月まで待たずに7月1日でもいいんじゃないか。10月1日ということは、今の現存する議員にはかわりないと、次期の議員からということはどうなのか、みずから痛みということであれば7月1日からやるのが筋ではないかということも言わざるを得ません。そういうようなことも含めて、根本的に私は廃止論の立場でありますので、この案については反対をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 浅野君。

9番（浅野英彦君）

今、反対の御意見がございましたので、賛成の討論をしたいと思います。

先ほど、委員長が申しましたように、我々の委員会は全員協議会で付託を受けた中で、交通費の実費支給ということで基本的に考えさせていただきました。そういう点では、納得できるものだと思っておりますし、やはりこの当市は広範囲にあるということ、そして議員は各地域から出てお見えになるということも基本にあると思います。

それともう1点、期日の部分ですが、我々も議員に当選した当初に当然費用弁償の検討はさせていただきました。そういう点でつくられた部分の費用弁償に対して、その部分をやっぱり今回いろんなものが、経済不況もありましたが、審議をさせていただいたことで市民の皆様にご納得をいただきたいという形で出させていただいた、こういう気持ちでありますので、賛成としたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。

発議第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第11号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 発議第12号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、発議第12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書についてを議題といたします。

発議第12号について提出者に説明を求めます。

提出者、9番 浅野英彦君。

9番（浅野英彦君）

では、議長のお許しをいただきましたので、発議第12号について御説明を申し上げます。

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書について。次の5ページにきっちり意見書を載せてあります。これは御精読を願いたいと思います。

私は、この立地対策地域に当たる金原というところの人間でございます。これは従来、本巣の北部地域、金原、日当、佐原、それから根尾地域全般、こういう意味で出されている金原発電所と長島の発電所についての交付金制度でございます。何とぞ、地元の皆さんも大いに喜んで少しでも地元のいろんな整備に役立てておりますので、今後も皆さんの御賛同を願えたらありがたいと思っ

おります。よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質議なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって発議第12号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。

発議第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第3回本巣市議会定例会を閉会といたします。

18日間にわたり大変御協力いただきましてありがとうございました。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員